

社会福祉法人 日本原荘 行動計画

全ての職員がその能力を十分発揮できるように雇用環境の整備を行うとともに、地域の次世代育成支援対策に貢献するために、次のように行動計画を策定する。

1、 計画期間令和 8 年 3 月 1 日~令和 13 年 2 月 28 日

2、 内容

妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

【目標 1】 育児休業制度及び出生時育児休業制度の個別周知・意向確認を徹底する。

【対策】 令和 8 年 3 月～

職員やその配偶者が妊娠・出産した場合には個別に制度の周知と意向確認を行い、休暇を取得しやすい職場環境を構築する。

【目標 2】 計画期間における男性育児取得期間を 14 日以上取得とし、取得率を 90%以上とする。

【対策】 令和 8 年 3 月～

出生時育児休業給付金、社会保険料免除対象期間が 14 日以上である事の制度説明を行い、希望通り育児休業を取得できる職場風土づくりを構築する。

【目標 3】 孫休暇制度の促進

【対策】 令和 8 年 3 月～

職員の孫の出生、看護、行事等に対し育児を支援するために孫休暇制度の利用促進を行い、個人と組織が一体となり、双方の成長に貢献しあう関係性の向上を図る。

【目標 4】 フルタイム労働者で時間外労働が月 25 時間を超える従業員の時間外労働を 20%削減する。

【対策】 令和 8 年 3 月～

時間外労働等が、特定の部署・特定の担当者・特定の時期となっていないか各月ごとの法定労働時間外及び法定休日労働の合計時間数を把握し、定期的に会議等にて公開して職場環境を整備する。